

# 富山市上下水道局告示第118号

## 入札公告

次のとおり建設工事の条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、公告する。なお、この公告に掲げるもののほか、この入札に必要な事項については、建設工事の条件付き一般競争入札における各入札に共通して必要となる事項について（平成23年富山市上下水道局告示第242号）による。

令和2年7月27日

富山市上下水道事業管理者 西田 政司

工 事 名	富山公共下水道いたち川第2処理分区太郎丸地区下水管改築工事	
工 事 場 所	富山市太郎丸外地内	
工 事 番 号	公共34	
工事完成期限	令和3年2月26日	
工 事 概 要	<p>1 管渠更生工事 φ200mm 施工延長 L = 31.3m</p> <p>2 管渠更生工事 φ250mm 施工延長 L = 44.5.6m</p> <p>3 管渠更生工事 φ300mm 施工延長 L = 116.7m</p> <p>4 取付管 24箇所</p> <p>5 人孔蓋取替工 17箇所</p>	
予 定 價 格	48,160,000円 (消費税及び地方消費税額を含まない。)	
審 査 基 準 日	入札参加資格の審査は、令和2年8月17日現在の事実を持って行うものとする。	
入 札	地 域	主たる営業所が富山市の区域内にあること。
	業 种	土木

参 加 資 格	総合点数等 入札参加資格決定通知書で通知された土木工事の総合点数が 1,060 点以上であること。
施工実績	平成 17 年 4 月 1 日以降に官公庁等発注の下水道管渠（汚水）における、築造又は管渠更生工事の元請として、この工事の予定価格の 3 割以上の金額の施工実績があること。

配置技術者	<p>1 2級土木施工管理技士（土木）と同等以上の資格を有する者で、かつ、審査基準日において有効な公益財団法人日本下水道新技術機構の建設技術審査証明を取得している管渠更生工法に関する講習等の認定証又は修了証を有する者（以下「2級土木施工管理技士（土木）等」という。）を配置できること。ただし、契約金額が3,500万円以上となる場合は、専任で配置することとし、その配置技術者は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号に規定する営業所ごとに専任で配置する技術者（以下「営業所専任技術者」とい、当該工事の業種以外の業種の営業所専任技術者を含む。）でないこと。</p> <p>2 4,000万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者をいう。）の資格を有する者を専任で配置することとし、その配置技術者は、営業所専任技術者でないこと。</p> <p>3 契約時において、1の前段の配置技術者は他の工事の専任技術者でないこととし、また、1のただし書及び2に規定する配置技術者は他の工事に配置されている者でないこと。ただし、1の規定による配置技術者が平成26年2月3日付け国土建第272号「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」により、建設業法施行令第27条第2項の当面の取扱いの適用（以下「専任等の当面の取扱いの適用」という。）を受けることができる場合は、この限りでない。</p>
-------	--

調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合の配置技術者	<p>1 契約金額が3,500万円未満の場合 2級土木施工管理技士（土木）等を専任で配置することとし、その配置技術者は、営業所専任技術者でないこと。なお、専任等の当面の取扱いの適用については認めない。</p> <p>2 契約金額が3,500万円以上の場合 2級土木施工管理技士（土木）等を専任で2名配置することとし、いずれの配置技術者も、営業所専任技術者でないこと。なお、専任等の当面の取扱いの適用については認めない。</p>
その他	4,000万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、土木一式工事についての特定建設業の許可を受けていること。
入札及び契約を担当する課	富山市上下水道局契約出納課
契約条項等の閲覧期間	令和2年7月27日から同年8月17日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)
設計図書に対する質問期間	令和2年7月27日から同年8月3日まで
質問に対する回答期限	令和2年8月5日
入札の方法	富山市電子入札システムによる電子入札
入札書の受付締切日時	令和2年8月17日午後5時00分
開札日時及び場所	令和2年8月18日午前9時30分から 富山市上下水道局2階第3会議室
調査基準価格	有(失格基準を適用する。)
工事代金支払条件	前金払 有 部分払 有